

社会福祉法人一誠福祉会 役員報酬総額・支給基準

I、役員報酬総額（定款 第23条）

1、役員報酬総額（自 令和7年7月1日 至 令和8年6月30日）

24,360,000円以内

II、役員報酬支給基準（各役職一人当たりの支給基準）

- | | |
|---------------|--------------|
| 1、理事長（専従） | 役員報酬総額の80%以内 |
| 2、理事長（非専従） | 役員報酬総額の30%以内 |
| 3、業務執行理事（専従） | 役員報酬総額の40%以内 |
| 4、業務執行理事（非専従） | 支給しない |
| 5、理事（専従） | 役員報酬総額の25%以内 |
| 6、理事（非専従） | 支給しない |
| 7、監事（専従） | 役員報酬総額の15%以内 |
| 8、監事（非専従） | 支給しない |